

山田町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年6月26日改訂

山田町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農委法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置付けられた。

担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、山田町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農委法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山田町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する岩手県の農業経営の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する山田町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 ($B/A \times 100$)
現状 (令和5年3月)	ha 502.8	ha 74.4	% 14.8

目標 (令和 7 年 3 月)	ha 483.6	ha 64.2	% 13.2
目標 (令和 12 年 3 月)	ha 438.1	ha 38.7	% 8.8

注 1 現状の管内の農地面積は、農林水産省の「作物統計調査」における耕地面積に、農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。)第 30 条第 1 項の規定による農地利用状況調査により把握した法第 32 条第 1 項の 1 号遊休農地の面積を加えた面積である。

注 2 現状の遊休農地面積は、法第 30 条第 1 項の規定による農地利用状況調査により把握した法第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する総面積である。

注 3 目標の管内の農地面積は、耕地面積の推計値に目標の遊休農地面積を加えた面積である。

注 4 目標の遊休農地面積は、令和 4 年度の実績から解消目標遊休農地を差し引いた面積である。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

推進委員による法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)及び法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から利用状況調査の中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査も時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳に反映し正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状

況の公表のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A×100)
現状 (令和5年3月)	ha 434	ha 176.6	% 40.7
目標 (令和7年3月)	ha 425	ha 195.6	% 46.0
目標 (令和12年3月)	ha 405	ha 243.1	% 60.0

注 現状の農地面積は、農林水産省の「作物統計調査」における耕作面積。目標の農地面積は、耕地面積の推計値である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農地の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構及び農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知できない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)
現状 (令和5年3月)	0 経営体 (0 ha)
目標 (令和8年3月)	1 経営体 (1 ha)
目標 (令和12年3月)	1 経営体 (1 ha)

注 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 岩手県、農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。